

住宅改修に伴う固定資産税の減額

問い合わせ 資産税課 ■229-3132 四229-3331

住宅(賃貸住宅は除く)について次の改修を行った場合、改修が完了した日から3カ 月以内に申告すると、翌年度1年間の固定資産税が減額されます。申告方法など詳し くはお問い合わせください。



工事の種類	減額要件(以下の全てを満たしていること)	減額税額※1	工事内容
耐震改修	●昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること ●令和4年3月31日までに完了した改修工事であること*2 ●居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの ●一戸当たりの工事費用が50万円を超えていること	居住部分1戸当 たり120㎡までの 部分の固定資産 税額の2分の1	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事
	●上記の要件に加え、増改築に伴い新たに認定長期優良住宅に該当 することになった家屋であること	居住部分1戸当 たり120㎡までの 部分の固定資産 税額の3分の2	
バリアフリー 改修	●新築された日から10年以上を経過した住宅 ●令和4年3月31日までに完了した改修工事であること*2 ●居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの ●補助金等を除く工事費用の自己負担額が50万円を超えていること ●改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ●65歳以上の人、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかが居住していること	居住部分1戸当 たり100㎡までの 部分の固定資産 税額の3分の1	通路・出入口の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化など
省エネ改修	 平成20年1月1日以前から所在する住宅であること 令和4年3月31日までに完了した改修工事であること*2 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの 現行の省エネ基準に適合する工事であること 補助金等を除く工事費用の自己負担額が50万円を超えていること 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること 	居住部分1戸当 たり120㎡までの 部分の固定資産 税額の3分の1	窓の断熱改修工事(必須)、窓の断熱改修工事と併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事
	●上記の要件に加え、増改築に伴い新たに認定長期優良住宅に該当することになった家屋であること	居住部分1戸当 たり120㎡までの 部分の固定資産 税額の3分の2	

^{※ 1…}適用が受けられるのは、1戸につき1回限りです。なお、耐震改修とバリアフリー改修に伴う減額、または耐震改修と省エネ 改修に伴う減額はそれぞれ重複して適用することはできません。

※2…改修工事完了後、3カ月以内の申告に限ります。



UD(ユニバーサルデザイン)について学びませんか こわか大会に向けたUDセミナ

229-3101 229-3330 問い合わせ
政策課

今年10月23日(土)~25日(月)に開催される第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大 会1。津市は4競技4種目の競技会場として、全国から選手や関係者の皆さんをお迎えします。 思いやりのあるおもてなしで津市を訪れる皆さんを迎えるために、UDセミナーで障がいの特性 を学んだり疑似体験をしたりしませんか。

とき	ところ・申込先
7月17日(土)	橋南公民館会議室A·B
14時~16時	(〒514-0837 修成町12-1) ※上履きを持参
7月25日(日)	アスト津4階橋北公民館研修室A
14時~16時	(〒514-0009 羽所町700 アストプラザ内)
7月31日仕)	久居公民館3階大会議室A
10時~12時	(〒514-1125 久居元町2354)
8月1日(日)	安濃中公民館研修室 1
10時~12時	(〒514-2326 安濃町東観音寺483)

対象 市内に在住・在勤・在学の高校生以上 定 員 各25人

申し込み 津市ホームページから、または往復はが きで「三重とこわか大会に向けたUDセミナー」 と明記し、住所、氏名、年齢、電話番号を各公民館 へ ※1通につき1人有効

締め切り 6月30日(水)必着

津市 令和3年度公民館講座 検索